

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器 認定要綱の改正等について

1 認定要綱の改正について

- 水素燃料を使用する冷温水発生機を東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度に係る対象機器として追加するため、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（以下「認定要綱」という。）の改正案について提案
- 東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（令和7年度第2回）において、認定要綱の改正案について検討
- 認定要綱の改正案について「異論なし」との同委員会での意見を踏まえ、認定要綱の改正に係る手続きを実施
令和7年8月6日付けで改正、施行

【認定要綱改正の概要】

- 1 水素燃料の冷温水発生機を、認定対象機器に追加
- 2 認定対象機器として追加する水素燃料の冷温水発生機に係る基準等
 - ・超低NO_x基準（40ppm以下）の適合機種をグレードHH
 - ・低NO_x基準（50ppm以下）の適合機種（グレードHHに該当するものを除く。）をグレードHとして認定
 - ・効率の認定基準を設定せず（水素燃料の蒸気ボイラー、温水発生機も同様）

2 試験要領改正案及び関係規定の改正案について

（1）経緯等

- 小型ボイラー類におけるNO_x排出試験で使用するガス燃料の種類追加等のため、「東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験実施要領」（以下「試験要領」という。）の改正案について提案
- 東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（令和7年度第2回）において、試験要領の改正案について検討
- 試験要領の改正案について、同委員会において次の意見があった。
 - <試験要領改正案への意見（概要）>
 - ✓NO_x排出試験で使用可能な都市ガス13A以外のガス燃料の種類等の明確化
 - ✓都市ガス13A以外のガス燃料を使用したNO_x排出試験の実施についての手順等の明確化
- 委員会意見を踏まえ、試験要領の改正に加え、申請の手続き等の説明資料である「東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定に係る申請時の留意事項について」（以下「留意事項」という。）についても改正する方向で、事務局で対応案を再整理

○事務局で再整理した試験要領改正案（資料 1－2）及び留意事項改正案（資料 1－3）について、各委員に意見照会を実施

（2）意見照会の結果

5 名（委員全 5 名）：異論なし

（3）今後のスケジュール（案）

- ・（2）の結果を踏まえ、試験要領及び留意事項について案のとおり改正するよう、事務局で手続き
- ・試験要領及び留意事項ともに、改正の決定日付けで施行（令和 7 年10月中の見込み）